

公益財団法人日本郵趣協会

個人情報管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本郵趣協会(以下「当協会」という)の定款第55条第2項及び「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、個人情報の適正な取り扱いに関して当協会の役職員等が遵守すべき事項に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)個人情報

「個人情報の保護に関する法律」に規定する個人情報及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定する特定個人情報

(2)個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるもの

ア 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(3)個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報

(4)本人

当該個人情報によって識別される又は識別され得る生存する特定の個人

(5)役職員等

当協会の評議員、理事、監事及び職員

(適用範囲)

第3条 この規程は、すべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。

2 委員会委員、地方本部役員等が当協会の業務に従事する場合には、この規程を遵守しなければならない。

(個人情報取扱者)

第4条 当協会は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、改ざんされたりすることがないように管理する。

2 個人情報管理責任者は、当協会の事務局長とする。

3 個人情報事務取扱担当者は、当協会の事務局職員とする。ただし、特定個人情報に関する事務取扱担当者は、事務局職員のうち労務担当職員とする。

(個人情報の取得)

第5条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

2 本人から直接に個人情報を取得する場合には、本人(本人が未成年者の場合はその保護者、以下「本人等」という)に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、書面又はこれに代わ

る方法によって通知しなければならない。

(1) 当協会の名称、連絡先及び個人情報管理責任者の氏名

(2) 個人情報の利用目的

(3) 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び当該権利行使のための方法

ア 当該データの利用目的の通知を求める権利

イ 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利

ウ 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利

エ 当該データの利用の停止又は消去を求める権利

3 前項の個人情報のうち、特定個人情報を取得する場合には、併せて本人確認を行うものとする。ただし、人違いでないことが明らかと個人情報管理責任者が認めるときは、本人確認は要しないこととする。

(利用目的及び個人情報の利用)

第6条 個人情報を取り扱うに当たっては、当協会の業務において必要な範囲内であり、かつ事前に本人等へ通知した範囲内でなければならない。

(個人情報の提供)

第7条 法令で定める場合を除き、個人情報は第三者に提供してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、この法人の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報を当該業務委託先に対して提供できるものとする。

(1) 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること

(2) この法人との間に、個人情報の保護に関する定めを締結するものであること

3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。

(安全管理)

第8条 個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めなければならない。

(役職員等の監督)

第9条 個人情報管理責任者は、個人情報を扱う役職員等に対し、適切な指導・監督を行わなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

第10条 保有する必要がなくなった個人情報については、直ちに消去・廃棄しなければならない。

2 個人情報等の消去・破棄に当たり、消去・廃棄の日付、方法を記録し、保存する。

(通報及び調査義務等)

第11条 役職員等は、個人情報が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

(報告及び対策)

第12条 個人情報管理責任者は、個人情報が外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の

各号に掲げる事項を理事会に報告しなければならない。

ア 漏洩した情報の範囲

イ 漏洩先

ウ 漏洩した日時

エ その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、理事会と相談の上、当該漏洩に対する具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

第13条 当協会がすでに保有している個人情報について、本人からの自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1)法令の規定による場合

(2)本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

第14条 当協会の個人情報の取り扱いに関する苦情の窓口業務は、事務局が担当する。

(改正)

第15条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は、2011年4月2日より施行する。(2011年4月2日、第1回理事会議決)

一部改正 2015年12月12日(第31回理事会議決)